

愛知県環境影響評価審査会会議録

1 日時

平成18年5月16日(金)

午後1時30分から午後2時10分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 議事

- (1) 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書について
 - ア 環境影響評価に関する公聴会の状況について
 - イ 関係市長意見について
 - ウ 審査会答申について
- (2) その他

4 出席者

(1) 委員

成瀬会長、永瀬部会長、岩田委員、梅村委員、岡本委員、黒田委員、清水委員、芹沢委員、大東委員、武田委員、竹中委員、立川委員、田中委員、坂東委員、廣畠委員、藤原委員、堀越委員、丸山委員、吉村委員(以上19名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部) 林部長、岩淵技監

(環境活動推進課) 山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、藤田技師、関本技師

(大気環境課) 近藤主査、鈴木技師

(水地盤環境課) 吉田技師

(自然環境課) 高橋技師

(資源循環推進課) 渡辺技師

(3) 事業者

(愛知県建設部都市整備課)

高野課長補佐、片山主査、林主査

(春日井市建設部都市整備課)

荒川主幹、小林副主幹、瀧主査 他 2 名

5 傍聴人等

傍聴人 2 名、報道関係者 1 名

6 会議内容

(1) 開会

(2) 議事

ア 春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書について

- ・ 会議録の署名について成瀬会長が、岩田委員と吉村委員を指名した。

(ア) 環境影響評価に関する公聴会の状況について

(イ) 関係市長意見について

- ・ 資料 1「環境影響評価に関する公聴会の状況」及び資料 2「関係市長意見」について、事務局から説明があった。

(ウ) 審査会答申について

- ・ 永瀬部会長から、資料 3「春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書に係る部会報告」について説明があった。

< 質疑応答 >

【坂東委員】 資料 1 の春日井市住民の意見の中で、4 ページの下から 5 行目に「書面にてまた提出を」及び 5 ページの下から 2 行目に「詳しくは書面にて提出を」とあるが、既に提出されているのか。

【事務局】 公聴会終了時に提出があり、既に部会では報告している。

【坂東委員】 資料 1 の 4 ページ下から 8 行目に「新聞報道で逮捕された業者の会社が」とあるが、問題はないのか。

【事務局】 その業者が逮捕されたことは事実である。なお、本工事では、その業者は残土を埋めている、あるいは持ってきているのではなく、ここから持って行っているのであり、カヤネズミ等に問題があるとは思われない。

【坂東委員】 資料 1 に書かれているのは、「残土を扱う」というこ

とであり、「持ってくる」にしる「持っていく」にしる、逮捕された業者がやっていることに関して問題はないのか。

【事務局】 当該業者は許可を取り消されているので、逮捕された以後は持ち出すこともできず、現在は本事業には関与していない。

【坂東委員】 資料2の名古屋市長意見に、「親水性の観点からSSを10mg/l以下に設定している」とあるが、これは、川の規制ではなく、自主的に定めているということか。環境基準は流系により決まっていて、庄内川の類型はBかCぐらいではないか。これ（「SSを10mg/l以下に設定」）は、上乘せ基準とも読めるが。

【事務局】 準備書90ページにあるように、類型はBとDである。また、「SSを10mg/l以下に設定」とは、名古屋市独自の環境目標値であり、規制値ではない。

【大東委員】 環境基準は守らなくてはならないものではあるが、数値ではわかりにくいので、星の数で目標値を定めたという経緯がある。

【成瀬会長】 部会報告に対して特段の意見はないようなので、この部会報告をそのまま審査会答申としてよろしいか。

（異議なしの声）

それでは、部会報告をそのまま審査会から知事への答申とすることとする。

- ・ 資料3の部会報告を審査会の答申とすることで合意し、別紙の写しのとおり答申した。

イ その他

- ・ 事務局から、4月25日より環境影響評価方法書を縦覧している衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業及び5月16日に環境影響評価準備書を公告し縦覧を開始した名古屋都市計画事業茶屋新田土地区画整理事業について、パンフレットにより紹介があった。

(3) 閉会

別 紙

平成18年5月16日

愛 知 県 知 事
神 田 真 秋 殿

愛知県環境影響評価審査会
会 長 成 瀬 治 興

春日井都市計画春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価
準備書について（答申）

平成18年2月6日付け17環政第972-5号の諮問については、別添のとおり
お答えします。

**春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業
環境影響評価準備書に対する答申**

はじめに

春日井都市計画事業春日井熊野桜佐土地区画整理事業環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討して、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って、環境保全に十分に配慮する必要がある。

1 共通事項

- (1) 事業の実施に当たっては、環境保全対策に関する最善の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じ適切な措置を講じること。
- (3) 本事業においては、JR中央線の近傍及び幹線道路沿道の一部が住宅地としての土地利用が計画されている。また、既設の高圧送電線が事業実施区域を通過している。土地区画整理事業は、良好な環境を持つ市街地を形成することを目的とするものであることから、土地利用計画や都市施設の配置に当たっての環境配慮の内容を明らかにすること。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 事業実施区域及びその周辺には、住宅等が立地していることから、工事の実施に当たっては、事業実施区域及びその周辺における生活環境への影響をより一層低減するため、住宅等からの距離、建設機械の配置、作業時間等に十分配慮するとともに、低公害型の建設機械を積極的に採用すること。
- (2) 工事用車両が通行するルートに沿道には住宅等が立地していることから、工事の実施に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、工事用車両の走行台数の平準化や運行経路の分散化を図るとともに、最新規制適合車を積極的に採用すること。

3 水質

工事の実施に当たっては、降雨による濁水の流出防止のため、沈砂池・調整池の浚渫等により、必要な沈砂機能を維持・確保するとともに、流出水の濁りの状況を把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。また、沈砂池等の施工時における濁水の流出防止や現場作業事務所からの生活排水等による汚濁防止に努めること。

4 動物、植物、生態系

(1) 重要な種であるカヤネズミ、ダルマガエル、オグラノフサモ及びナガエミクリに対する環境保全措置として実施するビオトープや水路等の整備・移植については、あらかじめ専門家の指導や助言を得ながら生息・生育状況を踏まえて適切に実施すること。

なお、ビオトープや水路の整備については、多様な動植物の生息・生育にも配慮するとともに、それらの維持管理を適切に行うこと。

また、当該環境保全措置の実施主体を明らかにするとともに、実施主体が複数となる場合には、各主体の連携を十分図ること。

(2) 環境保全措置の効果を確認するために実施する事後調査については、専門家の指導や助言を得ながら適切な手法等を選定して、重要な種の生息・生育状況を適確に把握し、必要に応じ適切な措置を講じること。また、その状況を関係機関へ報告する旨についても明らかにすること。

(3) 既往調査及び現地調査で確認された動植物について、昆虫類及び植物の確認リストが記載されていないことから、そのリストを評価書に記載すること。

5 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

春日井市により指定されている事業実施区域の保存樹は、社寺林の一部であるなど地域の歴史的文化的特性を生かした環境を構成する要素であることから、その保全について配慮すること。

6 廃棄物等

工事の実施に当たっては、廃棄物等の発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

7 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、住民などの意見を十分に検討するとともに、住民などにわかりやすい内容となるよう努めること。

(2) 事業の実施に当たっては、住民などからの環境に関する要望などに対して、適切な対応を図ること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
平成18年 2月6日	審査会	知事からの諮問 準備書の内容の検討 住民意見の概要等の検討 部会の設置及び付託
平成18年 3月16日	部 会	準備書の内容の検討
平成18年 4月14日	部 会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討
平成18年 5月9日	部 会	準備書の内容の検討 部会報告の検討
平成18年 5月16日	審査会	準備書の内容の検討 公聴会意見の検討 関係市長意見の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

今榮 東洋子	慶応義塾大学理工学部教授
岩田 好一朗	中部大学工学部教授
梅村 武夫	名古屋大学名誉教授
岡村 穰	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
岡本 真理子	東海女子大学人間関係学部教授
北田 敏廣	豊橋技術科学大学工学部教授
黒田 達朗	名古屋大学大学院環境学研究科教授
小池 隆	三重大学生物資源学部教授
佐藤 正孝	名古屋女子大学名誉教授
清水 正一	中京大学総合政策学部教授
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部教授
大東 憲二	大同工業大学工学部教授
武田 明正	三重大学名誉教授
竹中 千里	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
立川 壮一	藤田保健衛生大学医学部教授
田中 稲子	岐阜市立女子短期大学非常勤講師
永瀬 久光	岐阜薬科大学教授
中村 浩志	信州大学教育学部教授
成瀬 治興	愛知工業大学工学部教授
朴 恵淑	三重大学人文学部教授
長谷川 明子	財団法人日本生態系協会評議員
坂東 芳行	名古屋大学大学院工学研究科助教授
廣畠 康裕	豊橋技術科学大学工学部教授
藤江 幸一	豊橋技術科学大学工学部教授
藤原 奈佳子	名古屋市立大学看護学部助教授
堀越 哲美	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
丸山 宏	名城大学農学部教授
光田 恵	大同工業大学工学部助教授
吉村 いづみ	名古屋文化短期大学教授

：会長

：会長代理

(敬称略、五十音順)